

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

若者の消費者トラブル

あなたの周りにも危険がいっぱい



これから始まる新しい生活に、胸が弾む季節です。しかし、若者が被害に遭う消費者トラブルが、急増しています。「私は大丈夫」と思わずに、犯罪に対する心構えを身につけましょう。

インターネットのトラブル

「商品が届かない」「入会金3万円」「無料と表示されていたサイトなのに」…手軽で便利なインターネット・ショッピングですが、トラブルも多発しています。

【事例①】

ショッピングサイトに掲示されていた写真と実物に違いがあるので、問い合わせをしようとしたら、ショップのホームページが消えてしまっていて、連絡が取れない。

【注意点】

「代金は前払いしたのに、商品



が届かない」「届いた商品が不良品・破損品だった」などという場合も同様です。

最初に、返品方法や取引方法を確認し、その内容を保存しておきましょう(※)。また、ショップやサイトの評判や、個人情報のセキュリティが適切かどうかなどを確認しておきましょう。

※インターネット・ショッピングは、通信販売の一種でクーリング・オフ制度はありません。ただし、返品可否や条件について、必ず広告に表示するよう定められています。その表示がない場合は、商品の引渡しを受けた日から8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品することができません。

【事例②】

有名人のブログを見ている際に、興味本位で広告(バナー)をクリックした。すると、有料サイトに登録され、3日以内に高額な入会金を支払うよう請求画面が表示された。

【注意点】

「無料」とうたわれたゲームや占いのサイトにアクセスし、知らないうちに有料会員になっていたり、などという場合も同様です。広告を興味本位で安易にクリックしないように、注意しましょう。もしも請求画面が出て、自分



覚えがない請求内容であれば、原則として無視しましょう。あわてて業者に連絡してしまうと、逆に住所や氏名、電話番号などの個人情報を知られてしまい、さらにしつこい請求を受けることもあります。

スマートフォンのトラブル

従来の携帯電話と違い、スマートフォンは、パソコンと同じサイトを見ることができません。被害も、パソコンと同様に「請求画面が消えない」といった事例があります。アプリケーションは信頼できるサイトからインストールしたり、最新のOSを使用したりするなど、ウイルス対策を行うことが大切です。

消費生活で困ったことがあったら、ひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

生活用品活用バンク

■ 今月の取扱品目 ■

家具、電気製品、ベビー用品、子ども用品、楽器、スポーツ用品、日用雑貨品、自転車

とき／毎週火曜日・木曜日 午前

9時～午後4時(祝日・プラザ

おおるり休館日を除く)

ところ／市民相談係(プラザおおるり1階)

登録方法／電話または直接、市民相談係まで

①譲ります

譲りたい物の種類・名称・詳細・譲渡金額・住所・氏名・電話番号などを登録

②譲ってください

譲って欲しい物の種類・名称・予算額・住所・氏名・電話番号などを登録

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 譲って欲しい人が運搬
- 譲りたい物には、値付け可(上限5000円)

※登録されている物は、多種多様です。広報紙には、全てを掲載できないため、取扱品目のみを掲載しています。詳しくは、お問い合わせください。